

# 訪問看護重要事項説明書

## 1. 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	あいず訪問看護ステーション高崎新田
所在地	群馬県高崎市新田町2-5 ベルフォーレ1階
連絡先	027-386-4631
事業所名	あいず訪問看護ステーション菅谷
所在地	群馬県高崎市菅谷町1069-1
連絡先	
管理者名	勝又 清子
サービス種類	訪問看護
ステーションコード	029, 101, 8
サービス提供地域	高崎市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

平日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

### (3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	2名	名	2名
理学療法士		名	名	名

作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

#### (4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

## 2. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情など）

<p>【訪問看護事業者の窓口】</p> <p>あいず訪問看護ステーション高崎新田</p> <p>管理者：勝又 清子</p>	<p>電話番号：027-386-4631</p> <p>受付時間：午前9：00～午後6：00</p> <p>※必要に応じて24時間対応</p>
<p>【公的団体の窓口】</p> <p>群馬県国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口</p>	<p>電話番号：027-290-1323</p> <p>受付時間：平日 午前9：00～午後4：30</p>

## 3. 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

主治医が訪問看護の必要性を認めたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

訪問看護は国民健康保険、社会保険の利用が出来ます。利用料金、加算料金は、別紙に記載されているとおりです。

## (2) キャンセル料

サービスのキャンセルをされる場合、キャンセルの連絡を前営業日の 18 時までにご連絡頂いた場合キャンセル料は頂きませんが、それ以降にキャンセルされた場合はキャンセル料を請求いたします。ただし、病状の急変や急な入院等の場合、キャンセル料は請求しません。

前営業日 18 時までのご連絡の場合	キャンセル料不要
当日キャンセルの連絡があった場合（前営業日 18 時以降）	当該利用料金の 50%
ご連絡がなく、担当がご自宅に到着した場合	当該利用料金の 100%

## (3) その他の利用料

基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いをご請求いたします。

- ・ 訪問看護と連携して行われる死後の処置：15,000円
- ・ 延長料金：4,500円（30分当り/1回）

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の通常 2 週間、やむを得ない場合は 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

#### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

#### ④ 契約解除

- ・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

#### ⑤ その他

- ・ ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・ 訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 勝又 清子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7. 身体拘束の防止

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
  - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
  - ・従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 8. 感染症対策の強化について

事業者において感染症などが発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員などの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（常務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 事故発生時の対応

- (1) 訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。  
ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

## 11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、

主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄： )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄： )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

## 12. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施していません。
-------	-----------

## 医療保険による訪問看護費

R6 年 12 月施行

算 定 項 目	条 件 等	料 金	基本利用料（利用者負担）			
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
訪問看護基本療養費（Ⅰ）  （1 日につき）  ※（）の料金は准看護師の場合	週3日まで （30分未満）	4,250 円 （3,870 円）	425 円 （387 円）	850 円 （774 円）	1,275 円 （1,161 円）	
	週3日まで （30分以上）	5,550 円 （5,050 円）	555 円 （505 円）	1,110 円 （1,010 円）	1,665 円 （1,515 円）	
	週4日目以降 （30分未満）	5,100 円 （4,720 円）	510 円 （472 円）	1,020 円 （944 円）	1,530 円 （1,416 円）	
	週4日目以降 （30分以上）	6,550 円 （6,050 円）	655 円 （605 円）	1,310 円 （1,210 円）	1,965 円 （1,815 円）	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）★1  （1 日につき 2 人まで）  ※（）の料金は准看護師の場合	週3日まで （30分未満）	4,250 円 （3,870 円）	425 円 （387 円）	850 円 （774 円）	1,275 円 （1,161 円）	
	週3日まで （30分以上）	5,550 円 （5,050 円）	555 円 （505 円）	1,110 円 （1,010 円）	1,665 円 （1,515 円）	
	週4日目以降 （30分未満）	5,100 円 （4,720 円）	510 円 （472 円）	1,020 円 （944 円）	1,530 円 （1,416 円）	
	週4日目以降 （30分以上）	6,550 円 （6,050 円）	655 円 （605 円）	1,310 円 （1,210 円）	1,965 円 （1,815 円）	
訪問看護基本療養費（Ⅲ）★1  （1 日につき 3 人以上）  ※（）の料金は准看護師の場合	週3日まで （30分未満）	2,130 円 （1,940 円）	213 円 （194 円）	426 円 （388 円）	639 円 （582 円）	
	週3日まで （30分以上）	2,780 円 （2,530 円）	278 円 （253 円）	556 円 （506 円）	834 円 （759 円）	
	週4日目以降 （30分未満）	2,550 円 （2,360 円）	255 円 （236 円）	510 円 （472 円）	765 円 （708 円）	
	週4日目以降 （30分以上）	3,280 円 （3,030 円）	328 円 （303 円）	656 円 （606 円）	984 円 （909 円）	
訪問看護基本療養費（Ⅳ）★2		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	
訪問看護管理療養費 （1 日につき）	月の初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円	
	2 日目以降	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
24 時間対応体制加算	1 回/月	看護業務の負担 軽減の取組実施	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		上記以外	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円

緊急訪問看護加算	1日につき	月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算 ★3	(I) 1回/月		5,000円	500円	1,000円	1,500円
	(II) 1回/月		2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算	1回/日		4,500円	450円	900円	1,350円

算定項目	条件等	料 金	基本利用料 (利用者負担)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	450円	900円	1,350円	
	1日に3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
退院時共同指導加算	1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	1回	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算 ★7	1回	90分未満	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		90分以上	8,400円	840円	1,680円	2,520円
乳幼児加算 (6歳未満)	1日につき (1回限り)	厚生労働大臣が定める者に該当	1,800円	180円	360円	540円
		上記以外	1,300円	130円	260円	390円
在宅患者連携指導加算 ★8	1回/月	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 ★9	2回/月まで	2,000円	200円	400円	600円	
看護・介護職員連携強化加算	1回/月	2,500円	250円	500円	750円	
夜間・早朝訪問看護加算 (夜間 18:00~22:00) (早朝 6:00~8:00)	1回	2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算 (22:00~6:00)	1回	4,200円	420円	840円	1,260円	
長時間訪問看護加算 ★10	1回/週	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
訪問看護情報提供療養費1 ★11	1回/月	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費2 ★12	1回/月	1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護情報提供療養費3 ★13	1回/月	1,500円	150円	300円	450円	
ターミナル療養費1 ★14		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	
ターミナル療養費2 ★15		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	

- ★1 : 同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
- ★2 : 入院中に1泊2日以上外泊する場合算定
- ★3 : (I) 留置カテーテル・気管切開・気管カニューレ等使用 (II) (I) 以外の方
- ★4 : 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して算定
- ★5 : 入院中病院で共同指導した場合
- ★6 : 退院後特別な管理が必要な者に対して、退院時共同指導を行った場合に追加
- ★7 : 退院当日に訪問した場合算定
- ★8 : 往診医と情報共有した場合算定
- ★9 : 状態の急変等に伴い往診医等とカンファレンスした場合算定
- ★10 : 厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対して算定
- ★11 : 厚生労働大臣が定める疾病のうち市町村からの求めに応じて情報を提供した場合
- ★12 : 厚生労働大臣が定める疾病のうち義務教育学校からの求めに応じて情報を提供した場合
- ★13 : 保険医療機関に入院した場合
- ★14 : 在宅、特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合

★15： 看取り介護加算等を算定している方で特別養護老人ホーム等で亡くなられた場合

<その他の自己負担額>

◇土曜・日曜・祝日・12月29日～1月3日の訪問 2,500円/回 (別表7・別表8に該当の方は除く)

◇延長料金 (★10対象以外の方に90分以上の訪問を行った場合) 4,500円/30分

◇死後の処置 15,000円

## 会社の概要

社名	株式会社あいず
資本金	1000万円
事業内容	訪問看護・介護予防訪問看護
設立	2011年12月
所在地	長崎県佐世保市相生町2番35号
代表者	代表取締役 西 晃一郎

## 事業者名

住所：長崎県佐世保市相生町2番35号

社名：株式会社あいず

代表者：代表取締役 西 晃一郎 (印)

## 事業所名

住所：群馬県高崎市新田町2-5 ベルフォーレ1階

事業所名：あいず訪問看護ステーション高崎新田

指定番号：029, 101, 8

担当者：より、重要事項説明書の内容について説明を受け、同意の上で受領しました。

令和 年 月 日

## 利用者

住所：

氏名： (印)

代理人

住所：

氏名：

④(続柄 )

# (介護予防)訪問看護重要事項説明書

## 1. 当事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	あいず訪問看護ステーション高崎新田
所在地	群馬県高崎市新田町2-5 ベルフォーレ1階
連絡先	027-386-4631
事業所名	あいず訪問看護ステーション菅谷
所在地	群馬県高崎市菅谷町1069-1
連絡先	
管理者名	勝又 清子
サービス種類	訪問看護・介護予防訪問看護
介護保険指定番号	1060291018号
サービス提供地域	高崎市

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

### (2) 営業時間

平日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)

### (3) 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	2名	名	2名
理学療法士		名	名	名

作業療法士		名	名	名
言語聴覚士		名	名	名

#### (4) ディスクロージャー

当事業所の「事業計画」および「財務内容」については、当社のホームページ上で閲覧することができます。

## 2. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情など）

<p>【訪問看護事業者の窓口】</p> <p>あいず訪問看護ステーション高崎新田</p> <p>管理者：勝又 清子</p>	<p>電話番号：027-386-4631</p> <p>受付時間：午前9：00～午後6：00</p> <p>※必要に応じて24時間対応</p>
<p>【市町村の窓口】</p> <p>高崎市役所 介護保険担当課</p>	<p>電話番号：027-321-1111</p> <p>受付時間：平日 午前8：30～午後5：15</p>
<p>【公的団体の窓口】</p> <p>群馬県国民健康保険団体連合会 苦情・相談窓口</p>	<p>電話番号：027-290-1323</p> <p>受付時間：平日 午前9：00～午後4：30</p>

## 3. 事業の目的・運営方針

### (1) 目的

要介護または要支援状態と認定されたご利用者様に対し、(介護予防)訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

### (2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な(介護予防)訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。(介護予防)訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な(介護予防)訪問看護のサービス提供に努めます。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

(介護予防)訪問看護は介護保険の利用が出来ます。利用料金、加算料金は、別紙に記載されているとおりです。

### (2) キャンセル料

サービスのキャンセルをされる場合、キャンセルの連絡を前営業日の 18 時までにご連絡頂いた場合キャンセル料は頂きませんが、それ以降にキャンセルされた場合はキャンセル料を請求いたします。ただし、病状の急変や急な入院等の場合、キャンセル料は請求しません。

前営業日 18 時までのご連絡の場合	キャンセル料不要
当日キャンセルの連絡があった場合 (前営業日 18 時以降)	当該利用料金の 50%
ご連絡がなく、担当がご自宅に到着した場合	当該利用料金の 100%

### (3) その他の利用料

基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記の額の支払いをご請求いたします。

- ・ 訪問看護と連携して行われる死後の処置：15,000円
- ・ 延長料金：4,500円 (30分当り/1回)

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成または介護予防訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。

なお、居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

## (2) サービスの終了

### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の通常 2 週間、やむを得ない場合は 1 週間前までに、文書でお申し出ください。

### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の 1 ヶ月までに、文書で通知いたします。

### ③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定または要支援認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
  
※ 非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

### ④ 契約解除

- ・ 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することと、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 1 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず 7 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

### ⑤ その他

- ・ ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・ (介護予防)訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。

その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

- ・ ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 6. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：管理者 勝又 清子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7. 身体拘束の防止

- (1) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
  - ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。

- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ・従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 8. 感染症対策の強化について

事業者において感染症などが発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業員などの清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 従業員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(常務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 10. 事故発生時の対応

- (1) (介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、市町村、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合はこの限りではありません。

## 11. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、

主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄： )
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄： )
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

## 12. 第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施していません。
-------	-----------

# 介護保険による訪問看護費

あいず訪問看護ステーション高崎新田

高崎市 10.42円 令和6年12月施行

算定項目	時間	単位数	利用者負担額			備考
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護	20分未満	314単位	328円	655円	982円	
	30分未満	471単位	491円	982円	1,473円	
	30～59分	823単位	858円	1,715円	2,573円	
	60～90分	1,128単位	1,176円	2,351円	3,526円	
理学療法士等による訪問の場合		294単位	307円	613円	919円	
(20分/1回につき)		265単位	277円	553円	829円	1日2回を超えて訪問看護を行った場合(90%)
介護予防訪問看護	20分未満	303単位	316円	632円	948円	
	30分未満	451単位	470円	940円	1,410円	
	30～59分	794単位	828円	1,655円	2,482円	
	60～90分	1090単位	1,136円	2,272円	3,408円	
理学療法士等による訪問の場合		284単位	296円	592円	888円	
(20分/1回につき)☆		142単位	168円	296円	444円	1日2回を超えて訪問看護を行った場合(50%)
初回加算(Ⅰ)	1回	350単位	365円	730円	1,095円	退院した日に訪問看護を行った場合
初回加算(Ⅱ)	1回	300単位	313円	626円	938円	退院した日の翌日以降に訪問看護を行った場合
特別管理加算(Ⅰ)	1回/月	500単位	521円	1,042円	1,563円	
特別管理加算(Ⅱ)	1回/月	250単位	261円	521円	782円	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	1回/月	600単位	626円	1,251円	1,876円	
退院時共同指導加算	1回	600単位	626円	1,251円	1,876円	初回加算は加算されない
長時間訪問看護加算	1回/週	300単位	313円	626円	938円	特別管理加算対象者に90分以上の訪問を行った場合
複数名訪問看護加算	30分未満	254単位	265円	530円	794円	
	30分以上	402単位	419円	838円	1,257円	
夜間・早朝加算	6:00～8:00 18:00～22:00	夜間1.25倍・早朝1.25倍			訪問看護費の単位にかける	
深夜加算	22:00～6:00	1.5倍				
ターミナルケア加算	1回	2500単位	2,605円	5,210円	7,815円	介護予防はなし
死後の処置	1回	15,000円				

☆理学療法士等の訪問について利用開始日の属する月から12月超の利用者に訪問看護を行った場合は、1回につき5単位減算（要支援のみ）

【利用者負担算出方法】

10.42（地域単価）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×介護保険負担割合（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※介護保険負担割合 利用者負担1割⇒0.9 利用者負担2割⇒0.8 利用者負担割合3割⇒0.7

会社の概要

社名	株式会社あいず
資本金	1000万円
事業内容	訪問看護・介護予防訪問看護
設立	2011年12月
所在地	長崎県佐世保市相生町2番35号
代表者	代表取締役 西 晃一郎

事業者名

住所：長崎県佐世保市相生町2番35号

社名：株式会社あいず

代表者：代表取締役 西 晃一郎 (印)

事業所名

住所：群馬県高崎市新田町2-5 ベルフォーレ1階

事業所名：あいず訪問看護ステーション高崎新田

指定番号：1060291018号

担当者：より、重要事項説明書の内容について説明を受け、同意の上で受領しました。

令和 年 月 日

利用者

住所：

氏名： (印)

代理人

住所：

氏名：

④(続柄 )